

部活動

決めていますか？ 整っていますか？ 守っていますか？

自家用車への生徒の同乗について

総体等の中体連の大会においては公費によるバスの手配や公共交通機関を利用して生徒の送迎が行われていることと思います。

しかし、週休日や長期休業中の練習試合や強化練習等の時はどうですか？ 学校としてのルールが決められ、守られていますか？

このようなことが決められていますか？

- 教員の自家用車には生徒を乗せない。
- 緊急に輸送しなければならないときの対応について確認ができています。
- 輸送費等保護者負担金徴収のきまりがある。

このようなことはありませんか？

- 生徒の乗りあわせや配車計画について教員が段取りをしている。
- 保護者輸送時の事故について保険等損害賠償の保障がない。

「運動部活動における引率時の事故防止について」

引率に当たっては、生徒の安全確保の観点から、原則として公共の交通機関を利用する。

平成21年7月13日付 事務連絡 県教育庁保健体育課長

学校としての指導方針

金銭管理
会計処理

事故防止
救急体制

個人情報
の取扱い

体 罰

部活動では整備しておくべききまりが多岐にわたります。あなたの学校は対応できていますか。新年度へむけて部活動のきまりについて再確認・再整備をしましょう。

「運動部活動指導資料」(岡山県教育庁保健体育課)を御活用ください。